

令和10年度全国高等学校総合体育大会 高体連マーク等三重県取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和10年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）において、高体連マーク等を使用する場合の取扱いに関し、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下、「要項」という。）16（6）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(高体連マーク等の定義)

第2条 この規程において、高体連マーク等とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

(2) 大会名称

ア 「令和10年度全国高等学校総合体育大会」

イ 「令和10年度全国高校総体」、「令和10年度インターハイ」等のアの略称

(3) 大会愛称

令和10年度全国高等学校総合体育大会開催県実行委員会（以下、「委員会」という。）が定めたもの。

(4) スローガン

委員会が定めたもの。

(5) シンボルマーク

委員会が定めたもの。

(使用承認申請)

第3条 高体連マーク等を使用しようとする者は、高体連マーク等使用承認申請書（様式第1号）を、三重県実行委員会会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる機関及び団体が、広報及び報道の目的に使用する場合並びに関係機関・団体等が無償で交付する記念品類等に使用する場合は、この限りでない。

(1) 三重県高等学校体育連盟

(2) 高校生活動推進委員会

(3) 公益財団法人三重県スポーツ協会

(4) 三重県関係競技団体

(5) 地方公共団体

(6) 報道機関

(7) その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの

2 高体連マーク等を販売に供される物品等に使用する場合及び商業宣伝のために広告類等に使用する場合は別途、全国高等学校体育連盟に申請書を提出し、その承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 高体連マーク等の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高体連マーク等の尊厳を傷つけないこと。
- (2) 公序良俗に反して使用してはならないこと。
- (3) 高体連マーク等の使用は、良識をもって使用しなければならないこと。

(承認書の交付)

第5条 会長は、第3条第1項に定める高体連マーク等使用承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用承認書（様式第2号）を交付する。

(見本の提出)

第6条 申請者は、高体連マーク等使用承認書の交付を受けたときは、商品等見本2部を会長に提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認事項の変更)

第7条 高体連マーク等使用承認書の交付を受けた者が、承認事項について変更しようとするときは、あらかじめ高体連マーク等使用事項変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更承認書の交付)

第8条 会長は、申請者から前条に定める使用事項変更の申請があったときは、その変更事項について審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用事項変更承認書（様式第4号）を交付する。

(承認の取消)

第9条 会長は、高体連マーク等の使用について、承認書の交付を受けた者が使用承認書の条件に違反する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、高体連マーク等の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。